

若者ケアラーの実態調査の実施について

家族の介護や日常生活上の世話を過度に行っている若者（以下「若者ケアラー」といいます。）の実態を把握し、早期に必要な支援につなげるため、若者ケアラーの実態調査を実施します。

1 背景・課題

区は、令和4年度に「ヤングケアラー実態調査」を実施し、調査結果を踏まえ配食支援などの支援にいち早く取り組んできました。

これまで、ヤングケアラーについては法律上の定義がなかったため、区では、こども家庭庁の定義を用いて、18歳未満の子どもを支援の対象としてきました。国は、本年6月に「子ども・若者育成支援推進法」を改正し、支援の対象を「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、新たに18歳からおおむね39歳までの若者への支援を求めています。

家族のケアは、18歳の年齢到達で終了するわけではなく、ケアの対象となる家族の高齢化などにより、更に問題は複雑化していくことがあります。

18歳以上の若者は、成人を迎え、主体的に第三者に助けを求めにくいことや学校など、日常的な接点を有する関係機関との関わりが希薄になるため、第三者が支援の必要性に気付きにくく、問題が潜在化しやすいと考えられます。

このような状況を踏まえ、区は、様々な困難を抱える若者ケアラーの実態を把握し、切れ目なく支援するため、家族のケアの状況、就職や結婚などライフステージへの影響などを調査する必要があります。

2 調査概要

(1) 調査対象

区内在住の18歳から39歳までの人（10,000人を無作為抽出）

(2) 主な調査項目

ケアをしている家族の有無、期間、理由及び内容、就職や結婚への影響、相談先の有無 等

(3) 調査方法

郵送で調査票を送付し、紙媒体又はオンラインで回答

(4) 調査期間

令和6年11月から12月まで

3 事業規模

10,733千円

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年 9月 令和6年第3回港区議会定例会（補正予算案の提出）

11月～ 実態調査

12月～ 集計・分析

令和7年 3月 結果報告